The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	北東アジアにおける核兵器と原子力 ： 将来の展望とジレンマ
Author(s)	黒沢, 満
Citation	国際公共政策研究. 1998, 2(1), p. 15-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11068
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

北東アジアにおける核兵器と原子力
—将来の展望とジレンマ—*

Nuclear Weapons and Nuclear Energy in Northeast Asia: Future Prospects and Dilemmas*

黒沢　満**

Mitsuru Kurosawa**

Northeast Asia is one of the most complicated and volatile sub-regions in the post-Cold War era, with the suspicions of nuclear weapon development in North Korea, and concern of Japan's attitude towards nuclear weapons. On the other hand, with rapid economic development in this area, states seem to plan to procure their energy from nuclear power reactors. Generally speaking, with the widespread use of nuclear energy, the risk of nuclear proliferation will increase. The future situation of Northeast Asia, which has the above-mentioned background, is critical for international as well as regional peace and security. In this article, I will examine the present and future situation of both nuclear weapons and nuclear energy in this area, and recommend that the efforts to establish a nuclear-weapon-free zone in Northeast Asia and the efforts to promote regional cooperation in nuclear energy should be made vigorously in parallel, as the best way to deal with these closely-related issues.

キーワード：核兵器、原子力、北東アジア、安全保障、非核兵器地帯、アジアトム、核不拡散

Keywords: nuclear weapons, nuclear energy, Northeast Asia, security, nuclear-weapon-free zone, Asiatom, nuclear non-proliferation

---

＊本稿の英文および仏文については、それぞれMitsuru Kurosawa, "Nuclear Weapons and Nuclear Energy in Northeast Asia: Future Prospects and Dilemmas," *UNIDIR NewsLetter*, Number 35／36／98, February 1998, pp.34-39. および Mitsuru Kurosawa, "Armes nucléaires et énergie nucléaire en Asie du Nord-est : prospects et dilemmes," *Lettre de l'UNIDIR*, Numero 35／36／98, février 1998, pp.116-123.を参照

＊＊大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

北東アジアは、中東および南アジアと並んで、冷戦終結後の世界において最も複雑かつ不安定なサブ地域の一つである。核不拡散の観点からみると、インド、パキスタン、イスラエルは冷戦終結以前から潜在的核兵器国と見なされてきた。他方、冷戦の終結後、共に核不拡散条約(NPT)の当事国であるイラクおよび朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)において、核兵器の開発または開発疑惑が発生した。

冷戦後の世界においては、米国とソ連／ロシアとの間で戦略核兵器の削減が実施される一方で、核兵器の拡散を防止する努力が強化されている。1995年5月に、NPT締約国は、NPTを無期限に延長することに合意し、その条約を永続的なものとした。包括的核実験禁止条約(CTBT)は1996年9月に国連総会で採択され、すでに140以上の国がそれに署名している。CTBTは、一般には質的核軍備競争を停止する措置であると考えられているが、5核兵器国は基本的にはこれは有効な核不拡散措置であると考えている。

最近の経済的不況はあるが、東アジアの国々では一般に経済的発展がみられる。経済的発展のためにはエネルギーが必要であり、東アジアの多くの国はそのエネルギーを原子力により調達しようと計画している。一般的に言えば、原子力の広範な利用に伴い、核拡散の危険が増大する。北アメリカおよびヨーロッパにおいては原子力平和利用が減少しつつあるが、東アジアではそれが増加しており、将来さらに増加するであろう。

このような背景において、東アジアの将来の状況は地域的および国際的な平和と安全にとって極めて重要である。本稿においては、核兵器および原子力の現在および将来の状況を検討し、これらの二つの密接した問題にどのように対処すべきかを検討する。

1. 北朝鮮の核開発疑惑

北朝鮮は1985年12月にNPTに加入したが、韓国に配備された米国の核兵器からの脅威を主たる理由として、国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定を受け入れなかった。冷戦の終結後、米国のブッシュ大統領は地上配備の短距離核ミサイルを世界的に撤去することを発表した。韓国に関しては1991年12月18日に盧大統領によりその事実が確認された。これらの事実に基づき、南北朝鮮は12月31日に朝鮮半島非核化共同宣言に合意した。

北朝鮮はIAEAとの保障措置協定を1992年1月30日に署名し、それは4月10日に効力を発生した。それに従い、IAEAは北朝鮮において特定査察を5月に開始した。1993年2月にIAEAは二つの疑わしい施設に対して特別査察を要求した。その要求は以下の二つの理由に基づいていた。一つは、北朝鮮が申告したものとIAEAが査察を通じて得たサンプルの分析結果とが一致しないことであり、もう一つは米国の偵察衛星が核物質を貯蔵している疑いのある施設を発見したことである。

2月25日の最初の要請が北朝鮮に拒否された後、IAEA理事会は、北朝鮮に対し3月25日の最終期限までに特別査察を受け入れるよう要請する決議を承認した。この要求に対する北朝鮮の反応は、以下のような声明であった。「朝鮮民主主義人民共和国政府は、我が国の至高の利益を危うくしている異常な事態が発生していることとの関連で、核不拡散条約第10条1項の規定に従い、核不拡散条約から脱退することを、1993年3月12日に決定した。」

米国との高官協議の後、6月11日、すな

わち脱退声明が効力を発生する1日前に、北朝鮮は、NPTからの脱退の実施を一時停止することを一方的に決定したと発表した。

朝鮮半島における核問題の全面的な解決を目指した長くて困難な交渉の後、米国と北朝鮮は1994年10月21日に「枠組み合意」に合意した。この枠組み合意において、北朝鮮は現存の核プログラムを凍結し、最終的にはその核物質のすべてを計量するための査察をIAEAが実施することを認め、その後にその黒鉛炉と関連施設が解体されることに合意した。米国は、北朝鮮の現存の原子炉を二つの1000メガワット軽水炉に置き換えることに合意した。軽水炉は黒鉛炉より核兵器級の物質を得にくいとされている。

この規定を実施するため、米国は韓国および日本と朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の設置に関する協定を1995年3月9日に締結した。その後、欧州連合(EU)および他の諸国がKEDOに参加している。

北朝鮮をめぐる核問題の全体的な解決は北朝鮮の非協力的な態度により遅延しているが、北朝鮮は基本的には核プログラムを凍結する義務は遵守しており、必要な議定書は締結している。この問題の解決は、平和で非核の朝鮮半島に向けての必要条件であり、北東アジア一般の平和にとっても不可欠なものである。

2. 日本の核兵器開発の懸念

過去数年において、日本が核兵器を開発するかもしれないという懸念または疑惑が生じているが、それは以下の三つの理由に基づいている。一つは、日本がプルトニウムを核燃料として用い、また大量のプルトニウムを保有していることである。第2は、北朝鮮の核疑惑により日本がそれに対抗する懸念であり、第3は1993年のG7の会議で日本のみがNPTの無期限延長を支持しなかったことである。

技術的側面から、夏立平は、「日本は今後5年間に5トンから10トンのプルトニウムを貯蔵すると報告されている。このプルトニウムは兵器級ではないが、日本にとってそれを兵器級に変えるのは困難なことではないだろう。日本は、もし必要ならば、1年以内に核兵器をつくることができると日本のマスコミは伝えている。日本はすでに地球を回る軌道に衛星を打ち上げる能力のある強力なロケットをもっており、それは弾道ミサイルに変換できるものである」[1]と述べている。

日本のプルトニウム利用について、ジェシカ・マシューズは、「原子力の商業利用からの拡散の危険の程度は、使用される核物質の量におおいに依存している。安全に取り扱われ、移送され、貯蔵される核物質の量が増えれば増えるほど、また原子力の大規模な依存がプルトニウム燃料サイクルの利用に移行するほど、大量の核物質が兵器用に転用される可能性は増大する」と述べ、「民生用増殖炉での利用のためにプルトニウムを再処理し蓄積することは絶対に避けるべきである」と結論する。[2]

日本のプルトニウム計画は懸念や疑惑の源となっているが、キタムラは、民生用のプルトニウム利用は潜在的な核兵器開発にまったく無関係であると主張し、「プルトニウム計画があるとないとに拘わらず、日本は政治的

1) Xia Liping, "Maintaining Stability in the Presence of Nuclear Proliferation in the Asia-Pacific Region," *Comparative Strategy*, Vol.14, 1994, pp.279-280.

2) Jessica Tuckman Mathews, "Nuclear Power and Non-Proliferation: Where to Draw the Line," William Clark, Jr. and Ryukichi Imai (eds.), *Next Steps in Arms Control and Non-Proliferation*, 1996, Carnegie Endowment for International Peace, pp.84-87.

意思があれば核兵器を取得できる」と述べる。彼は、政治的動機が技術よりももっと重要であって、「日本の政治的意思が日本での核兵器の拡散を防止する鍵である。しかし米国が提供している核の傘が日本の政策決定に最大の影響をもつだろう」と結論する。[3)]

技術的観点からして、日本は疑惑を避けるために、余剰のプルトニウムを持たないという政策を保持している。1995年12月の高速増殖炉もんじゅの事故、および1997年3月の東海村の再処理工場の事故により、日本はプルトニウム・リサイクリングを計画通り進めるのが難しくなっている。日本の原子力委員会は、プルトニウム・リサイクリングの継続を進めるとしているが、従来のようなペースではなく、研究開発を中心に着実に進めるものと思われる。

もし北朝鮮が核兵器をもてば、韓国および日本も核兵器を持とうとするであろうと一般に考えられている。ある日本の外務大臣は、もし北朝鮮が核兵器をもっていれば日本はNPTから脱退する可能性があることを示唆したことがある。北朝鮮の核問題は、米朝の枠組み合意により現在は凍結されているが、IAEAによる特別査察により平和裡に解決されなければならない。地域的な平和と安全からしても、また日本の将来の行動方針からしても、北朝鮮のケースを解決することが極めて重要である。

1993年6月の東京でのG7サミットにおいて日本は他のすべての国が支持しているNPTの無期限延長を支持できず、それが日本の意図についての疑惑を招くことになった。日本がそれを支持できなかった主たる理由は、宮沢首相が自民党内で無期限延長についてコンセンサスを得られなかったことである。この条約が日本で激しく議論された時に外相をしていたので、彼はこの条約の無期限延長の承認がいかに困難であるかをよく知っていた。しかし、2カ月後、細川新政権は日本が条約の無期限延長を支持することを明確にし、世界の平和は核兵器を廃絶することによる世界軍縮により達成されるべきことを強調した。

アラセは日本の核オプションは問題外ではないと述べ、「法的観点からして、もし核兵器が防衛抑止力と定義されれば、それは憲法第9条に違反しない。政治的観点からして、日本の国内政治における左派の崩壊と勢力の中心が新たな穏健保守派にあることから、核武装した朝鮮という脅威と結びつき、上の法的解釈を有効なものにするであろう。技術的問題は日本にとってなんの困難もない。日本は1992年後半にフランスから1.7トンの兵器級プルトニウムを輸入しており、この規模の追加的な輸送が予定されている。…運搬システムの関連では、新しい日本のH-2ロケットは、誘導技術を除くすべての点で米国の最新のICBMに並ぶものである」と具体的に説明している。[4)]

日本はNPTの署名・批准に気が進まず、条約が発効してから6年もたってから批准し、97番目の批准国であったことは事実である。また国内の議論である政治家たちや安全保障の専門家たちが、核オプションを維持すべきだと主張したのも事実である。日本がNPTをなかなか完全に支持できなかった理由の一つは、その条約の差別的な性質にある。また多くの日本人はNPTを核軍縮のための手段として支持しているが、それは核不拡散それ自体は目的とはならないということを意味し

3) Motoya Kitamura, "Japan's Plutonium Program: A Proliferation Threat?" *The Nonproliferation Review*, Vol.3,No.2, Winter 1996, pp.1,10-11.

4) David Arase, "New Directions in Japanese Security Policy," *Contemporary Security Policy*, Vol.15,No.2, August 1994, pp.55-56.

ている。広島および長崎で原爆の犠牲となった日本人は、一般的に核アレルギーをもっており、核兵器に反対する世論は極めて強いものである。

この感情の一つの表明がいわゆる非核三原則であり、それは日本が核兵器をもたず、作らず、持ち込ませないことを定めている。この政策は1967年に初めて佐藤首相により宣言され、その後の国会決議で繰り返されている。日本政府の解釈によれば持ち込ませずの原則に核搭載艦の寄港および領海通航も含まれているが、冷戦時においてはこれらは遵守されてこなかった。戦術核兵器を撤去するという1991年9月のブッシュ大統領の声明の後は、この状況は大幅に改善されていると思われる。

さらに、1955年の原子力基本法は、その第2条において、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公表し、進んで国際協力に資するものとする」と規定する。この法により、核兵器を含む原子力の軍事利用は完全に禁止されている。

日本が核兵器を保有した場合のメリットは、軍事専門家によれば、軍事的観点からみれば非常に低いかほとんど無であり、政治的観点からみれば、マイナスであると考えられている。このような点から考えて、日本が核兵器を保有する可能性はきわめて低い。しかしながら、日本は、原子力活動をもっと透明にすることによって、また核兵器を持たないと言う政治的意思をあらゆる手段を用いて明らかにすることにより、疑惑を晴らす努力をもっと積極的に行うべきである。日本の決定は東北アジアまたは東アジアにおける安全保障環境にも依存するものであるから、日本はこの地域の安全保障の改善のため一層の努力をするべきである。

3. 東南アジア非核兵器地帯

1967年に東南アジア諸国連合(ASEAN)を設置した5カ国は、1971年11月にその特別会合で、「平和・自由・中立地帯」(ZOPFAN)宣言を採択した。それ以来、非核兵器地帯の設置が、ZOPFANの一要素として追求されてきた。しかし、冷戦期においては、その地域が東西対立に巻き込まれており、核兵器が配備されていたこともあり、不可能であった。1995年12月15日に、長い努力の後ついに東南アジアの10カ国は、東南アジア非核兵器地帯条約に署名した。

冷戦の終結に伴い、米国およびソ連はその軍隊および核兵器をその地域から撤去し、カンボジア内戦も和解および東西対立の消滅による平和を享有するようになった。他方、中国はこの地域で大国となり、東南アジアの諸国は中国の軍事拡張を防止する手段が必要であると感じていた。

東南アジア非核兵器地帯条約は、1997年3月27日に発効した。しかしこの条約は、核兵器国、特に米国と中国には支持されていない。それは地帯の範囲に締約国の領域のみならずその大陸棚および排他的経済水域が含まれているからである。これらは他の非核兵器地帯の場合には含まれていないが、東南アジアの地帯として一体性をもたせるために必要であったと説明されている。したがって、これから域内国と核兵器国との協議・交渉が必要となるであろう。

北東アジアの平和と安全を考える際、非核兵器地帯を設置した東南アジア諸国の努力が検討され、教訓が引き出されるべきである。東南アジアにおける安全保障環境は北東アジアにおけるものと同じではないが、東南アジ

アの人々の経験から多くのことを学ぶことができるだろう。

4. 朝鮮半島非核化共同宣言

朝鮮半島においては、韓国に配備されていた戦術核兵器が1991年に米国に撤収され、朝鮮半島非核化共同宣言が南北朝鮮により1991年12月31日に署名され、1992年2月に発効している。その宣言の内容は以下の通りである。

1. 南と北は核兵器を実験、製造、生産、受領、所有、貯蔵、配備又は使用しない。
2. 南と北は原子力を平和目的のみに利用する。
3. 南と北は核再処理及びウラン濃縮施設を所有しない。
4. 南と北は、朝鮮半島非核化を検証するため、南北共同核管理委員会により決定される手続きと方法に従って、他方が選び双方が合意したものの査察を実施する。
5. 南と北は、この共同宣言を実施するため、この共同宣言の発効後1月以内に南北共同核管理委員会を設置し運用する。

この共同核管理委員会は、1月後の3月19日に設置された。南北朝鮮からの委員会代表は、話し合いを約1年続けたが、共同二国間査察の枠組みにつき見解が大きく対立していた。北朝鮮の核疑惑が生じIAEAが特別査察を要請する事態となり、二国間の協議は停止した。それ以来、共同宣言実施のための二国間の話し合いはまったく行われていない。

米国と北朝鮮の間で作成された1994年10月の「枠組み合意」は、北朝鮮による核開発の問題を解決するように思われたが、多くの問題が残されている。枠組み合意において朝鮮半島非核化に関して合意されたのは以下の通りである。

Ⅲ. 両国は非核の朝鮮半島の平和と安全のために協力する。
   1. 米国は、米国による核兵器の威嚇又は使用に反対するという正式の保障を北朝鮮に与える。
   2. 北朝鮮は、南北間の朝鮮半島非核化共同宣言を実施するための措置を引き続きとる。
   3. この枠組み合意が南北の対話を促進する雰囲気を作り出すのに有益であるので、北朝鮮は南北対話に取り組む。

非核化共同宣言はこの枠組み協定の中で再確認されているが、宣言自体はまだ実施されていない。朝鮮半島の核問題についての全般的な進展とともに、この宣言は完全に実施されるべきであり、明確に法的拘束力ある約束に変えられるべきである。そのためには、南北の二国間対話が早急に再開されることが必要である。

5. 北東アジア非核兵器地帯

北東アジアの平和と安全を促進し、核問題を平和裡に解決するために、北東アジアに非核兵器地帯を設置することが主張されている。この考えは、東南アジアおよびアフリカに非核兵器地帯が最近設置されたことに影響を受けている。冷戦の間に東南アジアおよびアフリカには核兵器が配備されていたが、冷戦の終結に伴いそれらは撤去されまたは廃棄された。同様のことは韓国でも生じている。

北東アジアの非核兵器地帯構想は、世界の他の地域と比較すればその成功は困難に思えるが、この構想は、中長期的であれ、冷戦後の安全保障という文脈の中で検討するに値するものである。この構想にはさまざまなものがあるが、最も一般的なのは、南北朝鮮と日

本を含むものである。これはより広い地域をカバーするものの第1段階となるであろう。もう一つの提案は上述の3国にモンゴルと台湾を含めるものである。モンゴルはすでに非核兵器地帯であることを宣言しており、これを加えることには問題はない。しかし、台湾の場合には中国の反応が問題となる。

さらに中国、ロシア、米国の3核兵器国を地帯の中に取り入れることを主張する提案がある。この第3の提案は、北東アジアに限定的非核兵器地帯を設定しようとするもので、その範囲としては、(i) 朝鮮半島の非武装地帯の真ん中を中心とする半径1200カイリの円形の地域、(ii) 西は中国北東部とし東をアラスカとして描く楕円形の地域、(iii) 中国北東部、ロシア東部、米国のアラスカ、日本、朝鮮半島、モンゴルを含む北太平洋の地域などが提案されている。この提案が興味深いのは、まず核兵器国の領土の一部を含んでいること、さらに、あらゆる核兵器の配備を禁止するのではなく最初は非戦略核兵器のみを対象とするところである。非戦略核兵器に限定するので限定的非核兵器地帯と名付けられている。[5)]

朝鮮半島非核化共同宣言の範囲を拡大して、日本その他の国を含めるのも北東アジア非核兵器地帯設置の一つの方法であろう。しかし、上述したように、その共同宣言は核燃料再処理およびウラン濃縮のための施設の保有を禁止している。この様式では、日本は参加することはできない。一般的に、非核兵器地帯の概念にはこれらの施設の保有禁止は含まれていない。

日本との関連で非核兵器地帯を考える場合に最も問題となるのは、米国との安全保障条約である。米国は非核兵器地帯につき7つの条件がみたされれば支持できるという方針を明らかにしている。そのうち以下の三つがここで関連してくる。第1は、その非核兵器地帯が現存の安全保障取決めを妨害しないこと、第2は、航行の自由という原則に基づく権利の行使に影響を与えないこと、第3は、寄港および上空飛行を含む通過の特権を与える現存の権利に影響を与えないことである。

米国の「核の傘」の下にとどまりながら、非核兵器地帯の一部となることは可能であろうか。日本が非核三原則を厳格に遵守し、非核兵器地帯への参加の条件が非核三原則ほど厳格でない場合には、あまり問題とはならないであろう。しかし、非核三原則は法的な命令ではなく、国家の政策の単なる表明にすぎない。それは歴代の内閣により一応は支持されてきているけれども、それを国内法にすることにはきわめて消極的である。

韓国の場合に、共同宣言の前に米国の核兵器は本国に撤去された。さらに米国はその非核の状態を支持しているが、韓国がまだ米国の核の傘の下にあることはまったく疑う余地はない。ここで重要なのは、核兵器の配備と核の傘とは必ずしも一つの問題として常に不可分であるわけではないということである。

北東アジア非核兵器地帯構想は、政府間および研究者の間で検討されるべきである。実施には北朝鮮の核疑惑の解明を待たなければならないとしても、検討は早急に開始されるべきである。この非核兵器地帯を効果的なものにするためには、米国、ロシア、中国の協力は不可欠であり、それは消極的安全保障を提供することのみならず、核兵器国の核態勢および核配備をも変更するものであることが望ましい。

5) Center for International Strategy, Technology & Policy at the Georgia Institute of Technology, *The Bordeaux Protocol on the Limited Nuclear Weapon Free Zone for Northeast Asia*, March 1997, Georgia Tech Research Corporation.

6. 原子力の地域的協力

東アジア地域においては、著しい経済発展とともにエネルギー消費が大幅に増加しており、今後も増加し続けるものと考えられる。米国およびヨーロッパにおいては原子力発電所の利用は増加せずかえって減少しているが、東アジアにおいては発電のための原子力の利用は今後増加するものと考えられる。米国やヨーロッパでは新たな原子力発電所は計画されていないが、東アジアでは多くの原子力発電所が建設中でありまたは建設が計画されている。

日本は現在51基の原子炉を稼働中であり、4基が建設中で、2基が計画されている。韓国は11基の原子炉をもち、7基が建設中で、2基が計画されている。中国は3基の原子炉を有し、1基が建設中で、11基が計画されている。台湾は6基が稼働中で2基が計画されている。北朝鮮は、枠組み合意の下で2基が建設されつつある。さらに、インドネシアやタイが原子力発電所の建設を計画している。

このような背景があるので、原子力利用における安全と安全保障のために、また核不拡散のために、地域的な原子力協力を追求することが必要となっている。ユーラトム(ヨーロッパ原子力共同体)がモデルになるかもしれない。そこには核兵器国(英国とフランス)と非核兵器国の両方が含まれ、それ自身の保障措置制度をもちつつ原子力の平和利用を推進している。しかし、東アジアの国々は、文化的に、人種的に、政治的に、宗教的に、また技術的に、ヨーロッパ諸国がもっているような同一性を有していない。したがって、ユーラトムは直接のモデルとはなりえないが、東アジアの地域的協力のためそこから多くの教訓を得ることはできるであろう。

第1段階として、原子力協力は控えめなものであろうし、原子力の安全と安全保障に関する協議を国家間で開始するのが適当であろう。たとえば、1996年11月に東京原子力安全会議が開催された。その会議には、オーストラリア、中国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、ベトナムからの代表が参加した。彼らは、原子力の安全を高めるための個々の措置につき、およびそのための地域的協力につき意見を交換した。そこには、原子力安全条約への加入の訴えも含まれていた。

この分野での日本の専門家の第一人者である栗原は、「透明性を向上させ、原子力の平和的開発と不拡散を促進するためには、多分アジアトム(ASIATOM＝アジア原子力共同体)という形で、アジアの地域的協力が促進されなければならない」と主張している。アジアトムは、原子力平和利用の研究開発における地域的協力および調整を促進する機関として必要である。それは、濃縮や再処理といった機微な技術に関する問題を、地域的燃料サイクル・センターの開発を通じて解決すべきである。それは原子力活動に関する情報を交換するセンターとなりうるし、それにより透明性が向上する。それはまた、原子力の安全、放射性防護、核物質管理、および物理的防護のレベルを向上させるのに役立つであろう。それは、IAEAの任務を軽減させるものとして地域的保障措置システムを創設することもできる。栗原の主要な関心は、東アジアの3国、すなわち日本、韓国、中国の間において、核物質管理、国内保障措置、核物質の物理的防護に関する緊密な協力と情報交換である。[6)]

1996年6月に、東京の核軍縮・原子力外交研究会は、「アジアトム――アジアと原子

6) Hiroyoshi Kurihara, "Regional Approaches to Increase Nuclear Transparency," *Disarmament*, Vol.18,No.2, 1995, pp.36-39.

力の共生のために」という報告書を提出した。アジアトムの主要な目的は、増加する電力の需要に応えるための原子力平和利用の拡大に貢献し、他方でこの地域におけるすべての原子力活動が国際的に合意された核不拡散の条件に厳格に従って実施されることを確保することである。アジアトムのメンバーとしては、オーストラリア、カナダ、中国、インドネシア、日本、韓国、マーシャル諸島、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、台湾、タイ、米国、ベトナムなどが考えられている。アジアトムの枠組みの中において、原子力安全・施設運用地域センター、廃棄物貯蔵・管理を含む核燃料サイクル・サービスの地域センター、および地域的保障措置・査察システムが創設されることが主張されている。[7)]

マニングは、原子力協力レジームとしてパカトム(PACATOM＝太平洋原子力共同体)を提案している。パカトムの目的および機能は以下の通りである。地域的保障措置制度としての役割を果たすこと、核物質の物理的防護と安全の強化、放射性レベル監視の協力、保障措置の基準と実行の改善、研究開発における協力、使用済み燃料の貯蔵と管理における協力、地域的プルトニウム銀行の設置、解体核兵器からの核分裂性物質の処分。[8)]

この協力のための共同体の名称に関して、アジアトムとパカトムが用いられているが、前者はその共同体の中心はアジアであり、時にはメンバーをアジアに限定することもあるが、後者は、他の国々、特に米国が参加すべきであることを強調するものである。この点につき、ダークスは、「中国を引き入れ、加盟国を拡大するための方法としては、オーストラリア、カナダ、米国といった環太平洋の国々を含めることが重要であり、アジアトムではなく太平洋原子力共同体(パカトム)を創設することである」と指摘している。[9)]

これらの提案や考えを背景として、究極的にはユーラトム・タイプの機関を設置するという目標をもちつつ、極東、北東アジア、東アジア、アジア太平洋地域において原子力平和利用に関わる協力を一歩づつ強化するべきである。

7. 結論

朝鮮半島再統一の前においても、その進行中においても、その後においても、北東アジアの核兵器および原子力の双方を含む核問題に十分な注意を払わなければならない。原子力の利用が増大するにつれて東アジアでは核拡散の懸念が増大する一方で、他方、核兵器の疑惑や懸念が引き続き存在している。これらの重要課題に対処するためには、以下の二つの措置を同時に追求すべきである。一つは、北東アジア非核兵器地帯の設置に向けての努力であり、もう一つは、ユーラトムの経験を参考にした原子力平和利用における地域的協力のための努力である。

非核兵器地帯設置のための第1段階は、すでに存在する朝鮮半島非核化共同宣言の完全な履行と条約化である。第2の措置は、南北朝鮮と日本の間で非核兵器地帯を設置することであろう。その後、モンゴルの参加、そして可能ならば台湾の参加が続くべきであろう。

---

7) The Council on Nuclear Energy and Disarmament(CNED), *ASIATOM: A New Framework for Nuclear Cooperation in the Asia-Pacific Region*, June 1996, Tokyo, Japan.

8) Robert A. Manning, "PACATOM: Nuclear Cooperation in Asia," *Washington Quarterly*, Vol.20,No.2, Spring 1997, pp.224-225.

9) William J. Dirks, "ASIATOM: How Soon, What Role, and Who Should Participate?" William Clark, Jr. and Ryukichi Imai (eds.), *Next Steps in Arms Control and Non-Proliferation*, 1996, Carnegie Endowment for International Peace, p.98.

同時に、中国、ロシア、米国の全面的な協力が必要であり、それは消極的安全保障を与えるだけでなく、彼らの核配備についても一定の制限を受け入れるものでなければならない。

原子力平和利用の地域的協力を促進するための第1の措置は、原子力施設および活動の安全性における協力、ならびに研究開発における協力である。その後、地域的保障措置システムが導入され、地域的再処理や国際プルトニウム管理などを含む核燃料サイクルにおける協力が導入されるべきである。ユーラトムが1956年の条約によって設立されたのとは異なり、アジアトムは一歩ずつ前進していくアプローチをとる長期的な目標である。

北東アジアの平和、安全保障および安定性を促進するためには、上述の二つの措置が北東アジアの諸国および域外国によって強力に追求されることが必要である。これらの措置を追求することにより、今日ではそれはど高くない地域国家間の信頼が醸成されるであろうし、その信頼の醸成に伴い核問題に関する協力も促進されて行くであろう。